

建設業許可申請等の手引き 新旧対照表

新	旧
<p>P12 中段</p> <p>5. 一般建設業と特定建設業の許可</p> <p>(1) 特定建設業の許可</p> <p>発注者から直接、建設工事を請け負う、いわゆる元請として、一件の建設工事につき、そのすべての下請契約の下請代金の合計金額が <u>5,000</u> 万円以上（ただし建築一式工事については <u>8,000</u> 万円以上）となる下請契約を締結して施工しようとする者は特定建設業の許可を受けなければなりません。</p> <p>また、当初の請負契約に係る下請合計金額が、諸事情により契約変更となり <u>5,000</u> 万円（建築一式 <u>8,000</u> 万円）を超えてしまう場合は、契約変更が締結される前に特定建設業の許可が必要になります。</p> <p>(2) 一般建設業の許可</p> <p>(1)以外のとき、つまり元請であっても、下請施工を行わず直営で施工する者又は、一件の建設工事につき総額 <u>5,000</u> 万円未満（建築一式については <u>8,000</u> 万円未満）の工事を下請させて施工する者、あるいは下請けとして営業しようとする者は一般建設業の許可を受けなければなりません。</p>	<p>P12 中段</p> <p>5. 一般建設業と特定建設業の許可</p> <p>(1) 特定建設業の許可</p> <p>発注者から直接、建設工事を請け負う、いわゆる元請として、一件の建設工事につき、そのすべての下請契約の下請代金の合計金額が <u>4,500</u> 万円以上（ただし建築一式工事については <u>7,000</u> 万円以上）となる下請契約を締結して施工しようとする者は特定建設業の許可を受けなければなりません。</p> <p>また、当初の請負契約に係る下請合計金額が、諸事情により契約変更となり <u>4,500</u> 万円（建築一式 <u>7,000</u> 万円）を超えてしまう場合は、契約変更が締結される前に特定建設業の許可が必要になります。</p> <p>(2) 一般建設業の許可</p> <p>(1)以外のとき、つまり元請であっても、下請施工を行わず直営で施工する者又は、一件の建設工事につき総額 <u>4,500</u> 万円未満（建築一式については <u>7,000</u> 万円未満）の工事を下請させて施工する者、あるいは下請けとして営業しようとする者は一般建設業の許可を受けなければなりません。</p>

建設業許可申請等の手引き 新旧対照表

新		旧	
P196 下段		P196 下段	
許可の区分		許可の区分	
特定建設業の許可	元請として、一件の建設工事につき、そのすべての下請契約の下請代金の合計金額が <u>5,000</u> 万円（建築工事業については <u>8,000</u> 万円）以上の場 合に必要です。	特定建設業の許可	元請として、一件の建設工事につき、そのすべての下請契約の下請代金の合計金額が <u>4,500</u> 万円（建築工事業については <u>7,000</u> 万円）以上の場 合に必要です。
一般建設業の許可	元請として下請に発注する下請代金の合計金額が <u>5,000</u> 万円（建築工事業については <u>8,000</u> 万円）以上の工事は契約できません。	一般建設業の許可	元請として下請に発注する下請代金の合計金額が <u>4,500</u> 万円（建築工事業については <u>7,000</u> 万円）以上の工事は契約できません。
一般建設業の許可を受けるためには、以下の資格要件を備えていることが必要です。（法第7条、第8条、第15条）		一般建設業の許可を受けるためには、以下の資格要件を備えていることが必要です。（法第7条、第8条、第15条）	

建設業許可申請等の手引き 新旧対照表

新	旧
<p>P202 下段から P203 上段</p> <p>Q19. 一般建設業と特定建設業で請負金額の制限はありますか。</p> <p>A. 一般建設業と特定建設業の違いは、下請に出せる契約金額に違いがあります。発注者から請け負うことができる金額に制限はありません。</p> <p>発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、総額 <u>5,000</u> 万円以上（建築一式は <u>8,000</u> 万円以上、消費税額を含みます）を下請に出す場合に、特定建設業の許可が必要です。</p> <p>なお、このような制限は、発注者から直接請け負う建設工事に関するもので、下請として工事を施工する場合には関係ありません。</p>	<p>P202 下段から P203 上段</p> <p>Q19. 一般建設業と特定建設業で請負金額の制限はありますか。</p> <p>A. 一般建設業と特定建設業の違いは、下請に出せる契約金額に違いがあります。発注者から請け負うことができる金額に制限はありません。</p> <p>発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、総額 <u>4,500</u> 万円以上（建築一式は <u>7,000</u> 万円以上、消費税額を含みます）を下請に出す場合に、特定建設業の許可が必要です。</p> <p>なお、このような制限は、発注者から直接請け負う建設工事に関するもので、下請として工事を施工する場合には関係ありません。</p>